

内子町共助型ライドシェア導入実証業務委託仕様書

1. 委託業務名

内子町共助型ライドシェア導入実証業務

2. 業務の目的

内子町では、昨今のドライバー不足により、タクシー事業者だけではデマンドバスの運行が困難な状況となっており、一部の運行エリアをタクシー事業者に委託して運行するデマンドバスから、地域住民主導型の移動手段に移行する方針である。

自家用車による共助型ライドシェアの導入実証を行い、同じ地域に住む住民同士が支え合う新しい交通システムを構築することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4. 運行内容

- (1) 運 行 期 間 令和7年10月1日～令和8年3月31日予定
- (2) 運 行 日 月曜日～金曜日（祝日、お盆、年末年始を除く）
- (3) 運 行 時 間 午前8時00分から午後6時00分まで
- (4) 乗 降 形 式 ドア to ドア方式と乗降ポイント方式を組み合わせたもの
- (5) 利 用 形 態 事前登録制
- (6) 運 行 区 域 別紙「運行エリア図」のとおり
- (7) 運 行 車 両 自家用車（5台予定）
- (8) 乗 車 申 込 方 法 電話
- (9) 乗車申込受付期間 利用しようとする日の前日午後4時00分まで

5. 業務の内容

(1) 事業計画の作成

関係者等と調整し、事業計画を作成する。

(2) ドライバーの確保・説明会の実施

立石地区、上成地区で対応できそうなドライバーの候補者（5名程度を予定）を探す支援をする。

ドライバー向けの運行マニュアルを作成し、対象者に対して「共助型ライドシェア」の趣旨、運行方法を説明する。

※大臣認定講習の費用は本業務に含まない

※運行業務については、町が別途登録ドライバーと運行契約を締結する

※ドライバーへの報酬、自動車保険は本業務に含まない

(3) 利用促進・広報

地域住民に対しての周知、利用促進を促すための広報用資料を作成する。

(4) 予約・配車システムの準備

共助型ライドシェアの運行に当たり、ドライバーの運行可能時間の管理や、利用者からの配車希望の予約登録などが行えるシステムを準備する。

※利用者が乗車・降車したことをサーバへ送信する機能を有すること

(5) 備品の手配および保守管理

共助型ライドシェアの運行に必要な備品については、受託者が手配し、適切に保守管理を行うこと。業務完了後は発注者に納品すること。

- ・アルコールチェッカー 5 台
- ・体温計 5 台
- ・ドライブレコーダー 5 台

※ドライブレコーダーは前方、後方、車内が確認できるものとする

(6) システム及び車載端末の設定

必要な初期データの設定及び車載端末を準備し、登録ドライバーへ貸与すること。なお、通信にかかる費用は受託者の負担とする。

※車載端末の設置及び通信にかかる費用は、タブレット等を使用する場合に限る

(7) システム及び車載端末の説明

実証運行前に予め、運行に必要な打合せや協議、登録ドライバーへの乗車受付端末及び車載端末システム利用についての操作説明講習を実施すること。

(8) システム及び車載端末の保守・管理

システムの運用に必要なサーバ及び車載端末の保守、管理、故障時等の対応は、運行に支障のないよう早急に行うこと。

(9) オペレーションセンター業務

利用者からの予約受付、予約キャンセル、登録ドライバーへの配車指示等を一括して行うオペレーションセンターを設置すること。開設時間は、平日（土日祝日、お盆、年末年始を除く）午前8時30分から午後4時00分までとする。

(10) 運行時の遠隔点呼

運行時に、体調チェックやアルコールチェック等を実施する。

(11) 利用実態データの収集・分析

以下の事項等のデータ分析を行い、毎月報告すること

- ・運行実績（日別・時間帯別の利用者数及び利用者属性内訳、走行距離等）
- ・予約状況（全予約件数、乗降場所別予約件数、予約のキャンセル件数等）
- ・会計実績（収入額、報酬等の支出額）
- ・登録実績（男女別・年齢層別）

(12) アンケート調査

導入地域住民を対象としたアンケート調査（利用者側の視点＜利用方法、利用料金等

＞、ドライバー側の視点＜運行方法、勤務形態、報酬等＞）を実施すること。

(13) 住民行動のモデル化、制度設計

運賃や報酬、住民助け合い輸送への参画意向等を調査、分析して住民行動をモデル化し、需給均衡推計を行うなど利便性と持続可能性を兼ね備えた共助型ライドシェアの制度設計を行うこと。

(14) 実施報告書の作成

本業務は、「交通空白」解消緊急対策事業として実施するものであり、2026年2月末までに実施報告書を作成すること。

(15) 打合せ協議

委託業務内容の円滑な履行のため、双方の情報共有を確実に行うため十分な回数の協議を実施するものとする。

なお、打合せ協議については対面形式、オンライン形式の別は問わないものとする。

(16) 付帯する業務

①地域公共交通会議をはじめ、地域住民、地元交通事業者、運輸支局等関係部局への説明資料の提供及び相談、支援等を行うこと。また、必要に応じ、会議等に同席すること。

②利用者登録促進のため、住民等に向けた利用促進の取組を支援すること。

③運行状況等を定期的に確認し、利用者の利便性や運行効率の向上に向けた支援を行うこと。

6. その他

(1) 受託者は、関係法令順守のうえ、本業務を遂行するものとする。

(2) 本業務の実施に当たって、必要な資料等で発注者が保有するものについては、受託者に貸与する。ただし、本業務完了後、受託者は速やかに返却すること。

(3) 受託者は、やむを得ない理由により経費等が著しく変動した場合、発注者へその旨を連絡すること。この場合において、契約の変更について発注者及び受託者双方協議のうえ、決定するものとする。

(4) 本業務における報告書類に関する所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定められた権利をいう。）は、発注者に帰属するものとする。

(5) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者双方で協議・調整の上で実施するものとする。